

【公開版】

提出年月日	令和 2 年 4 月 7 日	R15
日本原燃株式会社		

六ヶ所再処 理 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第 3 1 条：地震による損傷の防止

ロ. 再処理施設の一般構造

(5) 耐震構造

(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計

重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下の項目に従って耐震設計を行う。

(a) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。

(i) 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。

(ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備
常設重大事故等対処設備であって、上記(i)以外のもの。

(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対して妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留

まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように設計する。

- (c) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。建物・構築物及び機器・配管系ともに、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。

また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。

- (d) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
- (e) 重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を

起こすおそれがないものとする。

- (f) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。

1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計

1.6.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針

重大事故等対処施設については、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。

(1) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。

(2) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

(3) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。

また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針

に基づき，重大事故等対処時の使用条件を踏まえて，当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し，その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。

- (4) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
- (5) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，基準地震動による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

- (6) 重大事故等対処施設の周辺斜面は，基準地震動による地震力に対して，重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。
- (7) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，Bクラス及びCクラスの施設，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設，可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

1.6.2.2 重大事故等対処施設の設備分類

重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。

(1) 常設重大事故等対処設備

重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。

上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第 1.6-4 表に示す。

なお、第 1.6-4 表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。

1.6.2.3 地震力の算定方法

重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、以下のとおり適用する。

1.6.2.3.1 静的地震力

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.6.1.4.1 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する地震力を適用する。

1.6.2.3.2 動的地震力

常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す基準地震動による地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラス施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。

なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。

1.6.2.4 荷重の組合せと許容限界

重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。

1.6.2.4.1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

(1) 建物・構築物

a. 運転時の状態

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。

b. 重大事故等時の状態

再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

c. 設計用自然条件

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. 設計用自然条件」を適用する。

(2) 機器・配管系

a. 運転時の状態

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。

b. 運転時の異常な過渡変化時の状態

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。

c. 設計基準事故時の状態

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 設計基準事故時の状態」を適用する。

d. 重大事故等時の状態

再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

1.6.2.4.2 荷重の種類

(1) 建物・構築物

- a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧
- b. 運転時の状態で施設に作用する荷重
- c. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重
- d. 積雪荷重及び風荷重

ただし，運転時 及び重大事故等時の状態で施設に作用する 荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。

(2) 機器・配管系

- a. 運転時の状態で施設に作用する荷重
- b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重
- c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
- d. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重

ただし，各状態において施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自重 等の固定荷重 が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物 に準じる。

1.6.2.4.3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

(1) 建物・構築物

- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の

建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。

- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。
重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては，安全機能を有する施設の耐震設計の考え方にに基づき設定する。
- c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。
- d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と，弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。

なお、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。

(2) 機器・配管系

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方にに基づき設定する。

c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。

d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が

設置される重大事故等対処施設の 機器・配管系については、常時作用している荷重、 運転時の状態で施設に作用する荷重 及び運転時の異常な過渡変化時の状態 と 弾性設計用地震動 による地震力 又は 静的地震力 とを組み合わせる。

なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。

(3) 荷重の組合せ上の留意事項

- a. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。
- b. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時¹の状態²で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。
- c. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との 組み合わせ を考慮する。
- d. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との 組み合わせ を考慮する。
- e. 重大事故等時¹の状態²で施設に作用する荷重は、「1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計」の「(3) 環境条件等」の「a. 環境条件」の「(c) 重大事故等時における環境条件」に示す条件を考慮する。

f. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。

1.6.2.4.4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力を用いる。

(1) 建物・構築物

- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される 重大事故等対処施設の建物・構築物は、 「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」の「a. Sクラスの建物・構築物」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。
- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、 「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物」を適用する。
- c. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、設備分類に応じた地震動による地震力に対し、建物・構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対して妥当な安全余裕を持たせること とする（評価項目は部材・部位ごとのせん断ひずみ、応力等）。
- d. 建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）の保有水平耐力は、 「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「c. 建物・構築物の保有水平耐力」を適用する。

(2) 機器・配管系

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備 が設置される重大事故等対処施設の 機器・配管系は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の 機器・配管系は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系」を適用する。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は a. に示す 常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の許容限界を適用する。

c. 動的機器は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 動的機器」を適用する。

(3) 基礎地盤の支持性能

建物・構築物が設置する地盤の支持性能については、基準地震動又は静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。

1.6.2.5 緊急時対策所の耐震設計

緊急時対策所建屋については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。

また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。

なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.6.1.4 地震力の算定方法」及び「1.6.1.5 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。

第1.6-4表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 （（ ）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類）	設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物	
	設備名称	構成する機器		設備	耐震重要度分類	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋	Ss		
											設備
可溶性中性子吸収材の自動供給	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 回路 系	緊急停止系（前処理建屋用，電路含む） 槽	停止制御施設のセリ断機のセリ断停止回路	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋	Ss	—	
		代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁	代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁	常設耐震重要重大事故等対処設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋		Ss
		代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁	常設耐震重要重大事故等対処設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋		Ss
		安全圧縮空気系	安全圧縮空気系	安全圧縮系の可溶性中性子吸収材緊急供給回路	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋		Ss
		緊急停止系（前処理建屋用，電路含む） 槽	緊急停止系（前処理建屋用，電路含む） 槽	—	C	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋		静的地震力
		緊急停止系（精製建屋用，電路含む） 槽	緊急停止系（精製建屋用，電路含む） 槽	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	精製建屋		Ss
		重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（ハル洗浄槽用）	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（ハル洗浄槽用）	—	B	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋		静的地震力
		重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（エンドビーム洗浄槽用）	重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（エンドビーム洗浄槽用）	—	B	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋		静的地震力
		重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（エンドビーム洗浄槽用）	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（エンドビーム洗浄槽用）	—	B	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋		静的地震力
		一般圧縮空気系	一般圧縮空気系	（一般圧縮空気系）	(C)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋		静的地震力
		重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第7一時貯留処理槽用）	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第7一時貯留処理槽用）	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	精製建屋		Ss
		重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（第7一時貯留処理槽用）	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（第7一時貯留処理槽用）	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	精製建屋		Ss
		安全圧縮空気系	安全圧縮空気系	（安全圧縮空気系）	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	精製建屋		Ss
		重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第5一時貯留処理槽用）	重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第5一時貯留処理槽用）	—	B	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	精製建屋		静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（第5一時貯留処理槽用）	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（第5一時貯留処理槽用）	—	B	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	精製建屋	静的地震力			
一般圧縮空気系	一般圧縮空気系	（一般圧縮空気系）	(C)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	精製建屋	静的地震力			

第34条 臨界事故の拡大を防止するための設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類	設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物		
	設備名称	構成する機器		設備	耐震重要度分類	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋、精製建屋		前処理建屋、精製建屋	
臨界事故により発生する放射線分解水素の捕気	臨界事故時水素捕気系	安全圧縮空気系	安全圧縮空気系 (安全圧縮空気系)	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	Ss	—	
		機器圧縮空気供給配管・弁	安全圧縮空気系 (一般圧縮空気系)	S	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋		静的地震力	—
貯留設備による放射性物質の貯留	貯留設備	一般圧縮空気系	—	(C)	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	Ss	—	
		凝縮器	凝縮器	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋		静的地震力	—
		高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋		静的地震力	—
		排風機	排風機	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		隔離弁	隔離弁	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		センサ処理・溶解液ガス処理設備 主配管・弁	センサ処理・溶解液ガス処理設備 主配管・弁	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		前処理建屋塔槽類液ガス処理設備 主配管	前処理建屋塔槽類液ガス処理設備 主配管	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		高レベル液流ガラス固化建屋塔槽類液ガス処理設備 高レベル濃縮液流ガス処理系主配管	高レベル液流ガラス固化建屋塔槽類液ガス処理設備 高レベル濃縮液流ガス処理系主配管	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		凝縮器	凝縮器	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		排風機	排風機	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		隔離弁	隔離弁	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		塔槽類液ガス処理設備 塔槽類液ガス処理系(フルトニウム系)主配管・弁	塔槽類液ガス処理設備 塔槽類液ガス処理系(フルトニウム系)主配管・弁	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		フルトニウム混合脱硝建屋塔槽類液ガス処理設備主配管	フルトニウム混合脱硝建屋塔槽類液ガス処理設備主配管	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
		凝縮器	凝縮器	(C)	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—	
貯留設備(圧縮空気設備)	貯留設備(圧縮空気設備)	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—			
主排気筒	主排気筒	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—			
主排気筒	主排気筒	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、精製建屋	前処理建屋、精製建屋	静的地震力	—			

第35条 冷却機能の喪失による蒸気乾固の拡大の防止のための設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類	設備分類		直接支持構造物	間接支持構造物	建物・構築物	
	設備名称	構成する機器		設備	分類				
内部ループ通水による冷却	代替安全冷却水系	内部ループ配管・弁	安全冷却水系	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	—	
		冷却ニール配管・弁	第1貯水槽						
		冷却ジャケット配管・弁							
		冷却水給排水配管・弁							
水供給設備	第1貯水槽	—							
貯槽等への注水	代替安全冷却水系	機器注水配管・弁	安全冷却水系	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	—	
		冷却水注水配管・弁	第1貯水槽						
		水供給設備							第1貯水槽
		冷却ニール配管・弁							
冷却ニール等への通水による冷却	代替安全冷却水系	冷却ニール配管・弁	安全冷却水系	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	—	
		冷却ジャケット配管・弁							
		冷却水給排水配管・弁							
		第1貯水槽							
		配管・弁							第1貯水槽
		隔離弁							
		蒸餾器ガス処理設備からセルに導出するユニット							
		セル導出ユニットフィルタ							
		凝縮器							
		予備凝縮器							
		高レベル廃液濃縮器							
		第1エンジェクタ凝縮器							
		気液分離器							
		凝縮液回収系							
ダクト・ダンパ									
凝縮器冷却水給排水配管・弁	安全冷却水系								
冷却水配管・弁 (凝縮器)									
水供給設備	第1貯水槽	—							
代替セル排気系	主排気筒	ダクト・ダンパ	建屋換気設備	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、河道	—	
		主排気筒へ排出するユニット							
		主排気筒							(S)

第41条に記載

第41条に記載

第41条に記載

第41条に記載

第36条 放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止のための設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 (() 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類)	設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器		設備	耐震重要度分類	分類	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱膜建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	
水素爆発を未然に防止するための空気供給	代替安全圧縮空気系	水素補気配管・弁	構成する機器	安全圧縮空気系	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱膜建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	—
		機器圧縮空気供給配管・弁								
		機器内空気中継配管								
		圧縮空気自動供給設備								
		圧縮空気自動供給ユニット								
		機器圧縮空気自動供給ユニット								
		機器圧縮空気供給配管・弁								
		機器内空気中継配管								
		圧縮空気自動供給ユニット								
		圧縮空気自動供給ユニット								
水素爆発の再発を防止するための空気供給	代替安全圧縮空気系	機器圧縮空気供給配管・弁	構成する機器	安全圧縮空気系	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱膜建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	—
		機器内空気中継配管								
		圧縮空気自動供給ユニット								
		機器圧縮空気自動供給ユニット								
		機器圧縮空気供給配管・弁								
		機器内空気中継配管								
		圧縮空気自動供給ユニット								
		圧縮空気自動供給ユニット								
		機器圧縮空気供給配管・弁								
		機器内空気中継配管								
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応	代替セル排気系	セル導出設備	構成する機器	塔槽類廃ガス処理設備	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱膜建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	—
		配管・弁								
		隔離弁								
		廃ガス洗浄塔シールポット								
		廃ガスシールポット								
		廃ガスリリーフポット								
		廃ガスボット								
		塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット								
		セル導出ユニット								
		セル導出ユニット								
代替セル排気系	主排気筒	ダクト・ダンパ	構成する機器	建屋排気設備	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱膜建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、河川	—
		主排気筒へ排出するユニット								
		主排気筒								
				(S)						

(つづき)

第38条 使用済燃料貯蔵槽の希薄等の機能喪失の発生防止のための設備									
系統機能	設備名称	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類)	設備分類		直接支持構造物	間接支持構造物	建物・構築物
		設備名称	構成する機器		耐震重要度分類	分類			
燃料貯蔵プール等への注水	水供給設備	第1貯水槽							
燃料貯蔵プール等へのスプレイ	水供給設備	第1貯水槽							
燃料貯蔵プール等の水の漏えい抑制	漏えい抑制設備	サイフォンブレーカ 止水板及び蓋	燃料貯蔵プール水塔 卸茶(フール・ヒットへの戻りの配管の逆止弁)	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	Ss
燃料貯蔵プール等における漏れ防止	漏れ防止設備	燃料貯蔵ラック 燃料貯蔵ラック バスケット仮置き架台(突入り用)	(燃料取出し設備) (燃料貯蔵設備)	(S)	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	Ss

第41条に記載

第41条に記載

第1条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその助働重要度分類)	設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器		設備	助働重要度分類	分類				
各重大事故等対処のための水源確保／工場等外への放射性物質等の放出を抑制に係る対処のための水源確保／第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給／敷地外水源から第1貯水槽への水の補給	水供給設備	第1貯水槽	安全冷却水系／使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 補給水設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	—	—	第1保管庫・貯水所	Ss	○
第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給	水供給設備	第2貯水槽	安全冷却水系／使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 補給水設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	—	—	第2保管庫・貯水所	Ss	○

第12条 電源設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類)	設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器		設備	分類	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	
常設重大事故等対応設備による給電	計測制御用交流電源設備	前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備	前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備	(S)	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、測建	Ss	—
		分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備	分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備							
可搬型重大事故等対応設備による給電	代管内電気設備	ニューアイリテイ建屋の計測制御用交流電源設備	ニューアイリテイ建屋の計測制御用交流電源設備	(C)	常設耐震重要重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	ニューアイリテイ建屋、第2理建屋、分離建屋、精製建屋、測建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、測建屋、測道	静的地震力	—
		ニューアイリテイ建屋の計測制御用交流電源設備	ニューアイリテイ建屋の計測制御用交流電源設備							
補機駆動用燃料補給設備による給電	補機駆動用燃料補給設備	分庫建屋の重大事故対応用母線	分庫建屋の重大事故対応用母線	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	Ss	—
		精製建屋の重大事故対応用母線	精製建屋の重大事故対応用母線							
補機駆動用燃料補給設備による給電	補機駆動用燃料補給設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対応用母線	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対応用母線	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	—	—	—	—	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対応用母線	高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対応用母線							
補機駆動用燃料補給設備による給電	補機駆動用燃料補給設備	第1 配油母線	第1 配油母線	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	—	—	基礎	Ss	—
		第2 配油母線	第2 配油母線							

第13条 計装設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその附属重要度分類)	設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器		設備	附属重要度分類	分類	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	
工場等外への放射能汚染等の放出を抑制するための設備の監視パネルメータ	計装設備	燃料貯蔵プール等映像監視カメラ	(計測制御設備)	(C)	常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	静的地震力	-
	放射線監視設備	ガンマ線エリアモニタ 建屋内線量率計	(放射線監視設備)	(C)	常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	静的地震力	
重大事故等への対応に必要となる水の供給設備の監視パネルメータ	計装設備	貯水槽水位計	(計測制御設備)	(C)	常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	第1保管庫・貯水所 保管庫・貯水所	静的地震力	-
	電源設備の監視パネルメータ	受電開閉設備・変電変圧器	(受電開閉設備・変電変圧器)	(C)	常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	ユーティリティ建屋、第2 ユーティリティ建屋	静的地震力	
電源設備の監視パネルメータ	所内高圧系統	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧計	(非常用所内高圧系統)	(S)				使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、ウラン・プルトニウム混合脱膜硝化建屋、非常用電源建屋、制御建屋	Ss	-
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧計								
		前処理建屋6.9kV非常用母線A電圧計								
		前処理建屋6.9kV非常用母線B電圧計								
		ウラン・プルトニウム混合脱膜硝化建屋6.9kV非常用母線A電圧計								
		ウラン・プルトニウム混合脱膜硝化建屋6.9kV非常用母線B電圧計								
		非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A電圧計								
		非常用電源建屋6.9kV非常用主母線B電圧計								
		制御建屋6.9kV非常用母線A電圧計								
		制御建屋6.9kV非常用母線B電圧計								
		ユーティリティ建屋6.9kV運転予備用主母線電圧計								
		前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧計								
		分館建屋6.9kV運転予備用母線電圧計								
		燃料建屋6.9kV運転予備用母線電圧計								
		ウラン・プルトニウム混合脱膜硝化建屋6.9kV運転予備用母線電圧計								
		高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧計								
制御建屋6.9kV運転予備用母線C1電圧計										
制御建屋6.9kV運転予備用母線C2電圧計										
			(C)		常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設附属重要度重大事故等対処設備以外 の常設重大事故等対処設備	ユーティリティ建屋、前処理建屋、分館建屋、燃料建屋、ウラン・プルトニウム混合脱膜硝化建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋	静的地震力	-

第14条 制御室

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類)	耐震重要度 分類 (S)	設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物		建物・ 構築物
	設備名称	構成する機器			設備	分類	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	制御建屋	Ss	
制御室換気設備	制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室送風機	制御建屋の換気ダクト	(制御建屋中央制御室換気設備)	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	制御建屋	Ss	—	—
		制御建屋の換気ダクト									
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	制御室送風機	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト	(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備)	常設耐震重要重大事故等対応設備以外の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備以外の常設重大事故等対応設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	静的地震力	—	—
		制御建屋安全系監視制御盤									
制御室運転遮蔽設備	制御室運転遮蔽	中央制御室運転遮蔽	中央制御室運転遮蔽	(中央制御室運転遮蔽)	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	制御建屋	Ss	—	—
		制御室運転遮蔽									
	制御室運転遮蔽	制御室運転遮蔽	(制御室運転遮蔽)	常設耐震重要重大事故等対応設備以外の常設重大事故等対応設備	—	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	静的地震力	—	—	

第16条 緊急時対策所

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度(分類)	設備分類		直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器		設備	耐震重要度(分類)	分類	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	
居住性を確保するための設備	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋の通風設備	—	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	—	—	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	—
	緊急時対策建屋 換気設備	緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋フィルタユニット 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋換気設備 ダクト・ダンパ 緊急時対策建屋加圧ユニット 配管・弁 対策本部室差圧計 待機室差圧計 監視制御盤	—	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	—	機器・配管等の支持構造物 常設耐震重要重大事故等対応設備	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	—
必要な指示及び通信連絡に関わる設備	緊急時対策建屋 情報把握設備	情報収集装置 情報表示装置 データ収集装置 データ表示装置	—	—	—	—	—	—	—	—
	再処理事業所外への通信連絡設備	統合原子力防災ネットワーク P 電話 統合原子力防災ネットワーク P-FAX 統合原子力防災ネットワーク 会議システム データ伝送設備 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	—	—	—	—	—	—	—	—
緊急時対策建屋 電源設備	再処理事業所内への通信連絡設備	専用回線電話	(C)	—	常設耐震重要重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	—
	緊急時対策建屋 代替電源設備	緊急時対策建屋用発電機 6.0kV緊急時対策所用母線 緊急時対策建屋民生系統 100緊急時対策所用母線 燃料補給送示ポンプ 燃料補配管・弁 重油貯槽	—	S	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	—
					常設耐震重要重大事故等対応設備	—	基礎	基礎	—	—

第17条に記載

